



# 第 265 号



- 安全衛生研修会 産業廃棄物処理業の安全衛生管理体制等について
- 放射性物質特措法 特定産業廃棄物の要件の見直し方針決まる
- 全産廃連アンケート 各正会員会員企業の基礎情報等に係る調査結果まとまる
- 中間処理・収集運搬合同委員会 はじめての合同委員会開く

# 有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、  
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO<sub>2</sub>排出量の少ない船舶輸送を推進しています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替え保管を除く)中間処理業 優良産廃処理業者認定制度 優良認定業者

産廃エキスパート 認定番号 2-11-A0012 認定番号 2-11-C0012

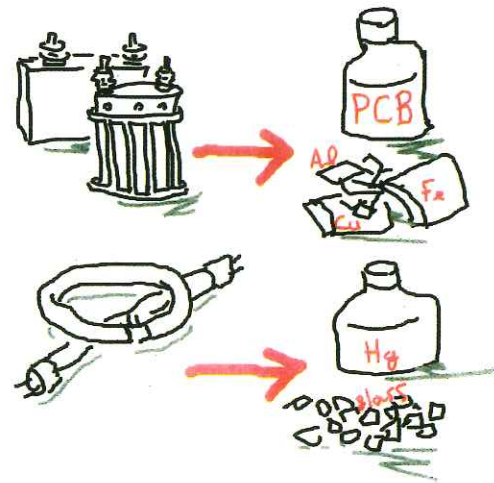
ありあけこうぎょう 検査

有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD. 東京都江東区若洲2-6-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

BSI ISO 14001 JACOBS ISO 14001 JAB



技術です  
 キケンなゴミを資源に戻す



究極のリサイクルの、名前です。

ゼロ・ジャパン株式会社

MATSUDA SANGYO GROUP

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクルング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

[安全衛生研修会] 産業廃棄物処理業の安全衛生管理体制等について	2
平成24年春の褒章にて吉本名誉会長が黄綬褒章を受章	5
特定産業廃棄物の要件の見直し方針決まる	6
[全産廃連] 各正会員企業企業の基礎情報等に係る調査 (平成23年度)結果まとまる	10
[中間処理・収集運搬合同委員会] はじめての合同委員会を開き、連携の可能性を検討	14
[法制度検討委員会] 「選別」の法的位置付けと取扱い単位の統一化について討議	16
*****	
委員会報告(医療廃棄物委員会、収集運搬委員会)	17
寄稿・TTT会 国際トライアスロン連合 ロング・ディスタンス トライアスロン世界選手権	18
地球温暖化対策 もう“対岸の火事”ではすまない? “オゾンホール”の最新研究	20
新入会員紹介	21
講師余談	22
協会の主な今後の日程	24
よろず相談(法律・行政との訴訟で処理業者が成功した事例 シリーズ1)	25
事務局だより・編集後記	32
表紙の言葉	24
訂正とお詫び	17

## 産業廃棄物処理業の安全衛生管理体制等について

安全衛生推進委員会は平成24年8月28日(火)14時からグリーンホール(千代田区神田須田町)に於いて、平成24年度第2回となる安全衛生研修会を開催した。講師に東京労働局労働基準部安全課地方産業安全専門官の小山秀雄氏を招き、「廃棄物処理業における労働災害防止対策と安全衛生自主点検について」をテーマに講義を聞いた。労働災害の現状から安全衛生管理をどう考え実現していくかまで、具体的事例とイラストを使用し、大変わかりやすく説明されていた。

### ■労働災害発生状況等について

東京都内における死傷災害の発生状況は、昭和55年以降右肩下がりがだったが、



講師の小山氏

最近ではほぼ横ばいで推移している。業種別の内訳を見ると、建設業や製造業で大幅に減少してきた一方、3次産業(建設業と製造業、運輸交通業を除いた業種)の割合が増加している。死亡災害においても3次産業の割合は増加している。どんな事故が多いかという事故の型も変化しており、昭和56年には墜落・転落、はさまれ・巻き込まれが極端に多かったが、平成23年でははさまれ・巻き込まれは3分の1ほどに減り、墜落転落・転倒が増加している。

廃棄物処理業(産業廃棄物と一般廃棄物処理業をあわせた統計)においてはどうか。労働災害発生状況についてはほぼ横ばいから微増傾向にある。しかし、平成24年7月末の速報値によると、全体では対前年比で1割以上増えているのに対し、廃棄物処理業は1件減少(△0.01%)

しており、業界の皆さまの努力の結果といえるのではないかと、とのことだった。

事故の型別では、墜落・転落(18%)、はさまれ・巻き込まれ(16%)、動作の反動・無理な動作(16%)、転倒(15%)が4大災害となっている。

年代別災害の軽重をみると、50歳代がもっとも重い。各年代の特徴(性格、行動パターン)で分析してみると、若い人(30歳未満)は体力を過信して無理をする傾向があり、どの業種でも動作の反動・無理な動作が原因の災害が最も多い。40歳代になると墜落・転落、転倒が極端に多くなる。体力や反射神経が落ちてくるのが原因と考えられる。50歳代では墜落・転落が極端に多く、他の業種ではありえない割合となっている。こうした事故の特徴をよく頭に入れておいてほしい、とのことだ。

### ■廃棄物処理業の労働災害防止対策

労働安全衛生法は労働災害防止のための最低基準でしかない。各事業者は、単にこの法律で定める最低基準を守るだけでなく、法律に書ききれないさまざまな状況を想定して、職場に照らし合わせた災害防止対策を作成し実施していく必要がある。

#### ●不休災害は「宝の山」

多くの企業が休業災害への対応には力を入れるが、不休災害についてはあまり

対策をとらないものだ。

1つの重大事故(休業災害)に至るまでに29の不休災害・物損事故があり、その背景には300のヒヤリハット(危険要因)がある、という「ハインリッヒの法則」はよく御存じだろう。危険要因を見つけることは困難だが、不休災害や物損事故は把握できるはず。この29の小さな事故には、災害を防ぐためのヒントがたくさん隠されており、「宝の山」なのである。従って不休災害を把握し、その対策を是非とも検討してほしい、とのことだ。

#### ●事故の再発防止のために

「脚立とはしごを知らない人はいないと思いますが、その違いはわかりますか?」実は災害の多くが、「正しい知識の欠如」と「応用力不足」のいずれか(又は両方)が関係している場合が多い。“使い方を知っている”ことと、“正しい知識を持っている”ことは違うし、正しい知識を持っていなければ間違った応用をしてしまうのである。

再発防止対策を実施する際、「こういう災害があったから気を付けてください」といった言葉だけではなく、イラストに×印をつけるなど、誰にでも一目瞭然に「見える化」していかないと災害はなくなるだろう。  
※厚生労働省ウェブページにヒヤリハット事例がイラストで説明されているので、マニュアル作成などに活用してください。  
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/hiyari/anrdh00.htm>

#### ■安全衛生管理方針について

廃棄物処理業においては、50人以上の事業場は安全、衛生の各管理者と安全、衛生の各委員会を設置することとなっている。安全委員会は、労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること、労働災害の原因及び再発防止策で安全に係るもの、その他労働者の危険の防止に関する重要事項などを審議する。

法律で何を求めているのかわかりやす

く言い換えれば、「基本となるべき対策をまず作ってください」ということである。会社(事業場)の規模に限らずこれが一番重要で、例えば「うちの会社は昨年10件の事故があったので今年は8件に減らそう」と決める、ということだ。どんな会社でも売上目標をたてずに営業させることがないのと同様、安全にも目標が必要だ。まず目標を作り、目標実現のための対策を作る。そういう流れをつくってほしいと法律は求めている、とのことだ。

#### ●安全作業マニュアルを作成しよう

安全確認インターロック(編集者注:適正な手順・条件を逸脱した時に自動的に停止するなど機器の運転等を制御するシステムのこと)には、安全確認型と危険検出型がある。安全確認型は全てが「安全」であるときにのみ実行する、危険検出型は「危険」を検知したら停止する、という違いがある。日本では危険検出型が多く採用されている。まずは自社の機器・装置がどういった安全確認システムなのか知ることが重要だ。

ライター、整髪料、殺虫剤、塗料にはLPG(液化天然ガス)が使用されている危険物であることは、廃棄物業者であれば御存じだろう。ところが、一般市民はスプレー式整髪料に火がつくと思っている人はかなり少なく、分別ごみの理由を“金属(缶)だから”、と思っている人がかなりいるという現実がある。

私たちが使い捨てライターや整髪料などの日用品を購入したとき、その注意事項を読んだことがある人はほとんどいないだろう。なぜなら使い方を知らないし、読まなくても困らないからだ。しかし使い方を知っていることと、正しい知識をもっていることは違う。

普段から身の回りにあるもののマニュアルを読んでもみることは、安全教育を行う側にとっても重要なことなのだ。

#### ●災害事例から見える問題点

事例(教育研究業):事業場内の階段

を降りていたとき、足が引かかって4段ほど転落し、足を角にぶつけてひざ下を負傷した。

**事例（小売業）**：商品発注のための作業を店外で行っていた被災者が店内に入ろうとした際、入口に敷いてあったマットの弛みに足を取られ転倒し、右膝を骨折した。

いずれも、この事故がもとで死亡に至った「死亡災害事例」である。特別な作業ではなく日常業務中のちょっとした「危険」を放っておくと大災害につながることを知ってほしい。自社の安全に対する意識や活動について、労働災害を他人事のように考えていないか（自分の職場では「災害など起きないだろう」という過信）、基本的な安全対策や管理体制が欠如していないか、安全対策が形骸化していないか（作業の効率性を優先した安全対策の不徹底）、コスト競争で安全にまで手が回っていないのではないか（研修や安全衛生教育受講機会の減少）、いまいちど点検しなおしてほしい。

#### ●労働災害を減らすために

人は、必ずミスをする。意図しないエラー（うっかりミス）は誰にでもあるが、問題なのは、わかっていて起こすエラー＝ルール違反だ。ルール違反は新入社員は起こさないが、ある程度慣れたベテランに多い。このぐらいは許されるだろう、という意識から、特に中堅クラスに多いのだそうだ。

人は、都合の悪いことは「起きない」、見たくないものは「見ない」ことにするものだ。今まで問題が起きなかったのだからルールを変えなくていいじゃないか、という意識が、「わかっているのに進まない」理由なのである。こうした人間の性質を知っておくことも重要だ。

ヒューマンエラー防止のために、「指差呼称」がある。「目で見えている」と「認知している」ことは違う。「〇〇ヨシ」と指をさしながら言うことで、その目的物1点だけを確認することができ、記憶に

も残る。指差呼称を最初に取り入れたのは国鉄で、導入前より災害が激減したとのことだ。

#### ●安全対策はポスター1枚から

まもなく全国労働衛生週間（2012年10月1日～7日）だが、当協会員への事前アンケート結果によると3分の1の企業が「なにもしていない」との回答だった。「何かやらなきゃいけないの?」と思っている方も多いことだろうが、ポスターを1枚貼るだけで違うのだという。「うちの会社はいま安全対策をやっていますよ」と表明することで、「社長（会社）は自分たちの安全を考え、災害を減らそうとしているのだな」と従業員に伝わる。そういうことが、安全衛生管理のはじめの一歩になるのだそうだ。

#### ●「東京ゼロ災害運動」推進中

本年1月以降、全国で災害が急増している。特に卸・小売業、建設業、医療保険業で増加しており、要因としては東日本大震災の復旧・復興需要による建設投資の増加や医療・福祉活動の活発化等が考えられる。そこで都は、労働災害の増加を阻止するための集中的取組として、「東京ゼロ災害運動」を推進している。小山講師も胸に自分の安全宣言を書き込んだ「安全宣言ワッペン」をつけ、「人は、他人には嘘をついても自分に嘘はつきたくないものです。各自に、“自分が注意しようと思うことをひとつ宣言させる”だけでも安全への意識が高まります。」と、「東京ゼロ災害運動」への協力を呼びかけた。



※全国労働衛生週間のポスターや詳細は「中央労働災害防止協会」のウェブページに掲載されています。

<http://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

## 平成24年春の褒章にて吉本名誉会長が黄綬褒章を受章

5月の総会時に紹介がありましたが、平成24年春の褒章において当協会名誉会長・吉本昌且氏が、運送業等の功労者として黄綬褒章を受章されました。心よりお祝い申し上げます。

黄綬褒章の受賞に寄せて吉本名誉会長から寄稿いただいたのでご紹介します。

～\*～



私儀、平成24年4月29日春の褒章にて黄綬褒章を受章いたしました。受賞略歴は、運送業業務精勤と(社)東京都トラック協会常任理事歴20年（平成15年国交大臣表彰）、ダンプ専門部会長、都借用地4000坪での480台海上コンテナシャーシ立体駐車施設の協組理事長、交通死亡事故ゼロ記録連続44年更新中、そして当東京産業廃棄物協会役員歴18年（理事、常任理事、会長）、平成20年環境大臣表彰、並びに日栄産業起業以来28年にわたる「青」ナンバー交通死亡事故ゼロ記録更新中、1,500t積卸し可能なガット船の着岸する棧橋付帯の中間処理工場の新規設立、全産廃連収運部会長時代に編纂した、産業廃棄物収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ」の発刊等が認められたものと思います。

伝達式は6月6日、国土交通省10階大講

堂にて、私共夫婦は揃って赤じゅうたんを登壇し、羽田雄一郎国交大臣より表彰状と褒章を拝受、その場で昼食後バスにて皇居に移動、春秋の間において、天皇陛下よりねぎらいのお言葉を賜りました。その瞬間は忘れることは出来ません。感激しております。

これからは、私の人生の最終章、序をわきまえ、節を正してまいりたいと存じております。

私に祝意を頂きました高橋俊美会長はじめ協会の皆様方のご健康とご多幸を、そして当協会の益々のご発展をご祈念申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。有難うございました。

平成24年8月吉日  
吉本昌且

#### 吉本昌且氏略歴

##### ●職歴

昭和39年 6月	京浜運送株式会社取締役
平成 3年 4月	同社代表取締役社長
平成18年 6月	同社代表取締役会長
昭和58年10月	日栄産業株式会社取締役
平成 5年11月	同社代表取締役社長

##### ●主な団体歴

平成 4年 5月	(社)東京都トラック協会 常任理事
平成15年 8月	(公社)全日本トラック協会 鉄骨・橋梁専門部会長
平成16年 9月	ダンプ専門部会副部会長
平成18年 5月	(社)東京産業廃棄物協会会長

# 特定産業廃棄物の要件の見直し方針決まる

専務理事 古川 芳久

放射性物質汚染対処特別措置法は、平成23年8月26日に成立し、平成24年1月1日には完全施行されている。

特措法では、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物について、汚染の濃度も加味して、対策地域内廃棄物、指定廃棄物（8000Bq/kg超）、特定産業廃棄物、特定一般廃棄物、その他の産業廃棄物、その他の一般廃棄物、といった類型を設け、これらのうち対策地域内廃棄物と指定廃棄物を合わせて「特定廃棄物」とし、国が処理をすることとされている。適用される法令も特措法である。次に、特定産業廃棄物、特定一般廃棄物は、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものとされ、廃棄物処理法と特措法の両方が適用されることになっている。

ところで、特定廃棄物のうち特に指定廃棄物は、特別な管理が必要な程度に汚染されているものであるから、特措法で特別な管理が定められている。一方、特定産業廃棄物等は、本来特別な管理が必要とされないものであるはずなのに、廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加えて、入念的に、特措法の定める特別処理基準を適用することにより、より一層の安全確保をはかろうとするものだと、施行通知には書いてある。大変理解しにくい類型なのである。

さらに処理業者から見て理解しにくいのが、汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物等といっても、大部分が地域指定となっており、具体的な汚染のレベルが反映されたものとはなっていないことである。実際のところ心配のないものであるにもかかわらず、「特定産業廃棄物」という看板をつけざるを得なくなり、周辺住民や関係先から忌避されることとなり、廃棄物処理の流れに支障を生じている例も多い。

このため、多くの会員からも、早く特措法の施行規則を変えるよう、国に対して要望をだすべきとの声があがっていた。

環境省はこうした声にこたえるため、去る8月20日の「第14回災害廃棄物安全評価検討会」において、以下に掲載の資料を提出し、把握できたデータに基づき、恐れのない部分について、対象地域からはずすなどの方針を説明し、了承された。

今後は、資料にもあるとおり、パブコメを実施した後、特措法施行規則の改正が行われることとなる。

## 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて

平成24年8月20日

### 1. 背景

① 放射性物質汚染対処特措法第23条において、廃棄物処理法が適用される廃棄物であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものを特定一般廃棄物・特定産業廃棄物と定義している。8,000 Bq/kg を超える廃棄物は指定廃棄物に該当し、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物には該当しないため、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射能濃度としては8,000 Bq/kg 以下が想定される。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の具体的な要件は、放射性物質汚染対処特措法施行規則第28条・第30条において規定されており、その概要は図1のとおりである。

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
(1)水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○
(2)イ 公共下水道及び流域下水道 (焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)	焼却したもの				○	○	○	○	○	○	○		
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道 (脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥				○		○						
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○
(4)一般廃棄物処理施設及び産業 廃棄物処理施設である焼却施設	ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○								
-	廃種わら	(地域限定なし)											
-	廃堆肥	(地域限定なし)											
-	除染廃棄物	(除染実施区域内)											
-	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物	(地域限定なし)											

図1 現行の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件

② 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理には、放射性物質汚染対処特措法第23条の規定により、廃棄物処理法に基づく処理基準のほか、特別処理基準が適用される。また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理を行う中間処理施設・最終処分場については、放射性物質汚染対処特措法第24条の規定により、廃棄物処理法に基づく維持管理基準のほか、特別維持管理基準が適用される。

③ これは、安全評価により、事故由来放射性物質（セシウム 134・137）の放射能濃度の合計が8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが可能であると考えられるが、廃棄物処理法に基づく通常の基準に加えて、入念的に、事故由来放射性物質による汚染に対処

するための特別な基準を適用することにより、より一層の安全確保を図ろうとするものである。

- ④ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件は、放射性物質汚染対処特措法施行規則制定前に得られた廃棄物の事故由来放射性物質の放射能濃度に関する調査結果等を基に、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物が多量に排出されるおそれのある地域を廃棄物の種類ごとに特定して設定している。

具体的には、原則として、事故由来放射性物質の放射能濃度が 6,400Bq/kg を超える廃棄物が過去に排出された地域を都道府県単位で特定している。当初、廃棄物の事故由来放射性物質の放射能濃度等のデータに限りがあったため、安全側に立って広範な地域が対象となっている。

- ⑤ 今般、放射性物質汚染対処特措法施行規則制定後に得られた追加的な知見に基づき、対象地域等を見直し、規制の合理化を図ることとしたい。

## 2. 要件見直しの考え方（案）

- ① 放射性物質汚染対処特措法施行規則制定後に得られた追加的な知見を踏まえ、事故由来放射性物質の放射能濃度が 6,400Bq/kg を超える廃棄物が排出されておらず、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる都道府県については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の対象地域から外すことを基本として、要件の見直しを行う。

- ② さらに、事故由来放射性物質の放射能濃度が 6,400Bq/kg を超える廃棄物が排出されておらず、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる特定の構造の施設<sup>1</sup>・廃棄物の種類<sup>2</sup>についても、当該施設・廃棄物の種類を特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件から除外することとする。

<sup>1</sup>分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設を想定。分流式下水道では、雨水を処理せず、汚水のみを処理するため、当該施設から生ずる廃棄物の放射能濃度は低い傾向にあり、放射性物質汚染対処特措法施行規則施行後に 6,400 Bq/kg 超のものが生じたことは確認されていない。

<sup>2</sup>天日乾燥以外の方式（機械等）により水道施設で生ずる脱水汚泥・乾燥汚泥を想定。宮城県・栃木県・群馬県において、放射性物質汚染対処特措法施行規則施行後に生じた 6,400 Bq/kg 超の乾燥汚泥は、いずれも天日乾燥のものである。これは、天日乾燥は機械による脱水・乾燥に比べて乾燥の期間が長く、昨年生じた汚泥が施行規則施行後も乾燥汚泥として排出されているためと考えられる。

- ③ ただし、公共下水道及び流域下水道の流動床炉以外の焼却設備から生ずるばいじんについては放射性セシウムの溶出に関する知見が不足しており<sup>3</sup>、また、一般廃棄物・産業廃棄物の焼却施設から排出されるばいじんは、放射性セシウムの溶出率が高いという知見があるため、これらのばいじんの要件の見直しについては、慎重な対処が必要であると考えられる。

よって、これらのばいじんについては、今回は要件を見直さず、引き続き現行の要件を維持することとし、今後、さらに知見が得られた場合には、改めて要件の見直しを検討することとする。

凡例：□従来から対象外 □対象から除外 ■引き続き対象（平成24年8月10日現在のデータに基づく）下線は見直しによる変更箇所

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	都道府県	その他
(1)水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設) <sup>※1</sup>	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る)				○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	流動床炉以外から生ずるばいじん				○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設) <sup>※1</sup>	脱水汚泥				○		○								
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○										
-	廃福わら	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	廃堆肥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	除染廃棄物 <sup>※2</sup>	(除染実施区域内)													
-	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物 <sup>※2</sup>	(地域限定なし)													

<sup>※1</sup> 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は対象から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、溶出に関する知見が不足しているため、分流式下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含むものとする。

<sup>※2</sup> 除染廃棄物については、施行規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一廃・特定産廃の処理物についても、現行の規定を維持する。

図2 特定一廃・特定産廃要件見直し概要

## 3. 今後の予定

要件見直しの考え方についてパブリックコメントを実施した後、放射性物質汚染対処特措法施行規則の改正を行う予定。

<sup>3</sup>公共下水道及び流域下水道の流動床炉から生ずるばいじんについては、溶出率が極めて低いとの知見が得られていることから、焼却灰その他の燃え殻と同様に扱うこととする。

**[全産廃連]**

**各正会員企業企業の基礎情報等に係る調査（平成23年度）結果まとまる**

（公社）全国産業廃棄物連合会は、産業廃棄物処理業界に関する基礎情報の把握整理と意見集約を目的として、各都道府県産業廃棄物協会に加入している正会員企業に対してアンケート調査を実施し、このたび結果をとりまとめた。正会員企業への全数調査は今回が初めてである。

調査票の収集期間は平成23年10月6日から12月末日、発送数14,337事業所のうち有効回答3,940事業所（回収率27%）、うち東京都の回収数は137事業所であった。調査結果の中から、特に業の実態に係るデータの一部を以下にご紹介する。

なお、抜粋で掲載しているため、本文「調査結果報告書」の説明文及び見出し符号が異なる箇所があります。

**処 理 量**

**(1) 収集運搬量**

26,968,028t/年 (n=2,564)	※うち実績なし(0トンと回答)は 173 事業所(回答の 7%)
-------------------------	----------------------------------

全回答者の収集運搬量の運搬量ごとの事業者数を以下に示す（図16）。  
10万t/年を超える事業者も少数存在するが、その殆どは5千t/年の収集運搬量であり、実績なし（0t/年）の事業者も少なくない。

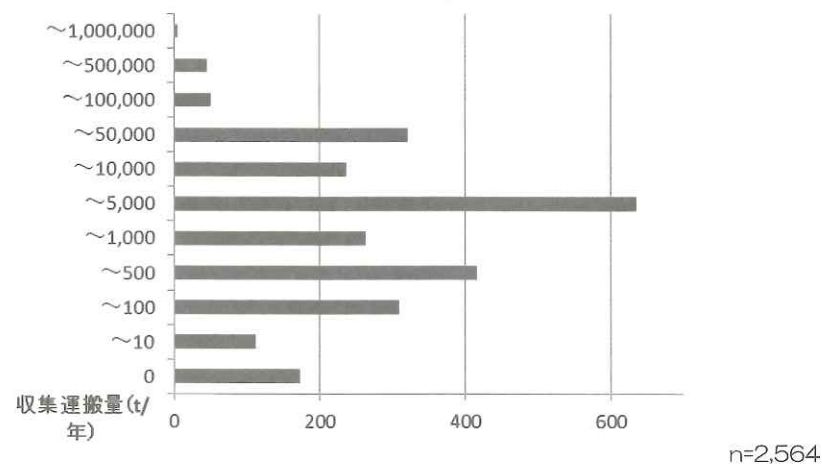


図16 収集運搬量ごとの事業所数

**(2) 中間処理量**

中間処理後物の流れを見ると、有償売却をしている施設が多く、有価物やリサイクル品の売却を実施している事業者が多いと想定される（図17）。

その他の例として、自社利用75件（自社埋立、自社現場利用等）が多く、以外には、工場内ストック、再生等の他用途減量化等がある。なお、実績なし（0トンと回答）は無かった。

中間処理量 (t/年)	施設数	中間処理後物 (t/年)		施設数
37,981,253	2,391	有償売却	14,888,833	795
		無償提供	781,092	65
		処理委託	3,889,298	433
		その他	1,091,671	124

図17 中間処理量と処理後物の量

**(3) 最終処分量**

最終処分場の種類ごとの埋立量を示す（表1）

表1 最終処分場の種類ごとの埋立量

埋立種類	t/年	(施設数)	m3/年	(施設数)	実績なし(0と回答)
安定型	1,613,605	84	21,976,216	132	7 施設
管理型	17,359,860	51	15,574,383	66	4 施設
遮断型	-	-	441	1	-
計	18,973,465	135	37,551,040	199	11 施設

※-は回答なし。

**収集運搬業の実態**

**(1) 保有車両台数（産業廃棄物処理業が主たる事業者）**

① 保有車両台数（産廃業が主たる事業）

平均 16 台	n=631
中央値 9 台	

② 保有車両台数内訳（産廃業が主たる事業）

①で示した保有車両台数の内訳を示す（図20）。保有車両台数の内訳は、対象を全体とした場合と同じ傾向にあり、1～4台の事業者が最も多く、1～4台までの内訳はほぼ同程度である。

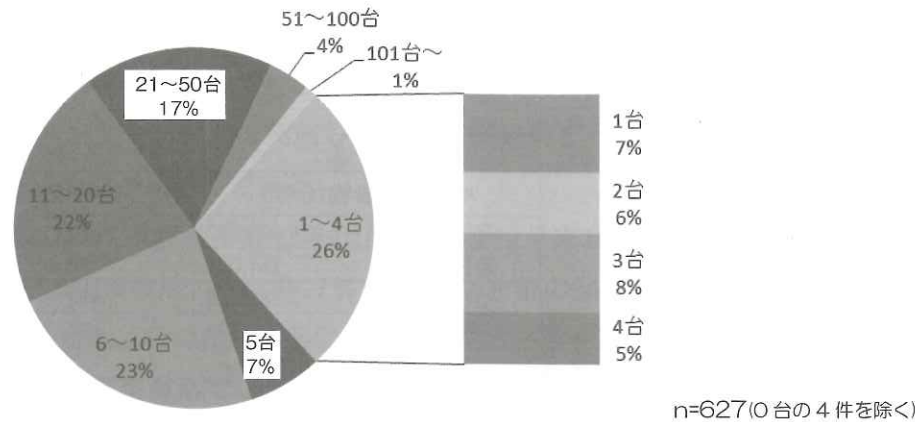


図 20 保有車両台数の内訳（産廃業が主たる事業）

(2) 保有車両台数（産業廃棄物収集運搬業が主たる事業者）

① 保有車両台数（産廃の収運業が主たる事業）

平均 14 台	n=227
中央値 8 台	

② 保有車両台数内訳（産廃の収運業が主たる事業）

①で示した保有車両台数の内訳を示す（図21）。産廃の収運業が主たる事業の事業者は、全体に比較して、保有している車両台数の平均台数は少ないものの、1～4台とする事業者は少なく、21～50台が最も多い。

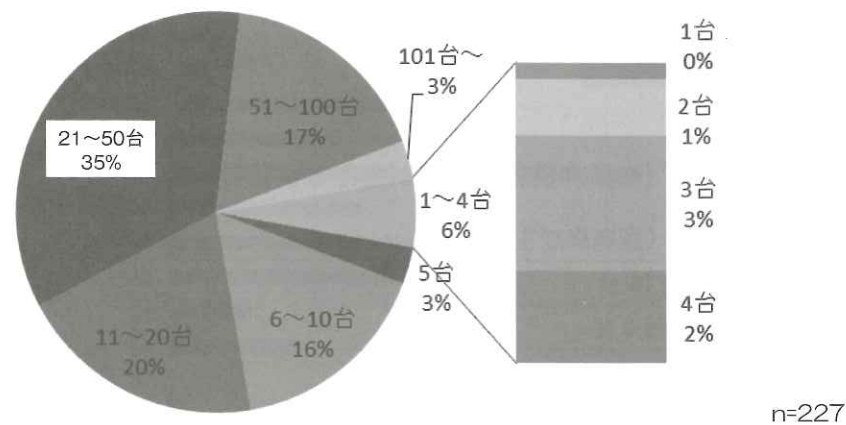


図 21 保有車両台数の内訳（産廃の収運業が主たる事業）

中間処理業の実態

(1) 施設稼働率

中間処理施設の施設稼働率は、平均して6割程度である。

平均 56%	n=1,810
--------	---------

最終処分業の実態

(1) 施設数（稼働中・埋立終了・廃止）

最終処分場の施設の稼働状況は下表のとおりである（表4）。

稼働中の施設および埋立終了施設ともに安定型最終処分場が多い。

また、廃止された処分場も安定型が多い結果である。

表 4 最終処分場の稼働状況（施設数）

稼働状況	処分場の種類		
	安定型	管理型	遮断型
稼働中	193 施設	92 施設	1 施設
埋立終了	85 施設	77 施設	1 施設
(うち廃止)	(52 施設)	(35 施設)	(0 施設)

年齢別従業員数

年齢別の従業員数を示す（図36）。

男性は30代が最も多く、以降は年齢が上がるにつれて従業員数は減少するが、女性は年齢に応じて従業員数が増加する。

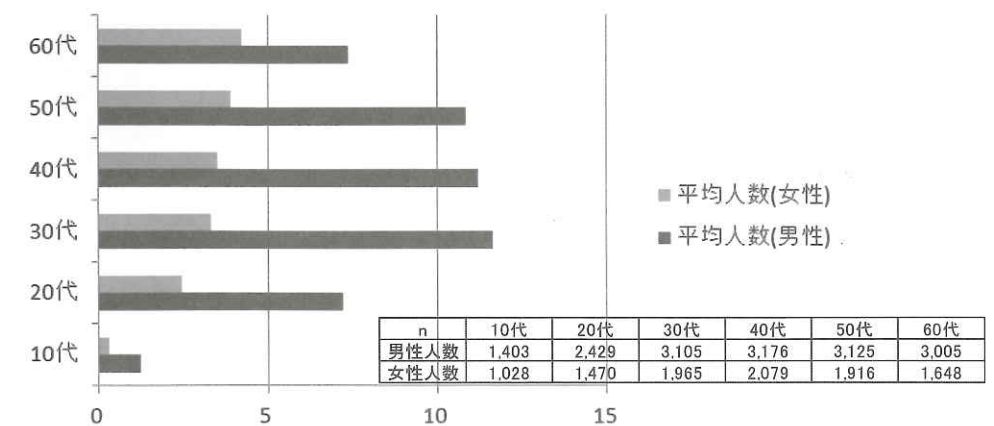


図 36 従業員の年齢の内訳



## はじめての合同委員会を開き、連携の可能性を検討

中間処理委員会と収集運搬委員会は、平成24年8月23日(木)14時から、第1回合同委員会を開催した。まず、中間処理委員会の碩委員長から「中間処理委員会が昨年12月に発足し、焼却、中和・脱水、破碎・圧縮の3つの分科会に分かれて活動を開始しました。中間処理業と収集運搬業は関係が深いので、合同委員会を開いて意見交換をしたいと双方の委員会からの要望があり、今後年に数回開催していくつもりです。」と本合同委員会発足の説明があり、たがいに望むことや、連携して解決すべき事項などについて話し合った。



第1回合同委員会の参加メンバー（前列中央・碩委員長、前列左から2人目・泉委員長）

収集運搬委員会からは、泉委員長より「WDS（廃棄物データシート）が適正に活用されているか、という問題があります。中間処理業者から、危険物や契約と違うものが搬入された場合、返却するのは難しいので排出者も収集業者もきちんと中身をわかったうえで搬入願いたい、という要望がありました。われわれ収集業者は、ドライバー教育などを通じて搬入して良い物悪い物を区別していますが、コンテナボックスですと中に入っているものがわからない場合があります。スプ

レー缶、マッチなどが入っていて、返されたり注意を受けたりしたことがあり、どうしてよいものか困っています。中間処理委員会と連携して排出事業者にお問い合わせはないでしょうか。」と問題提起があった。

これに対し、中間処理委員会からは、引火物やスプレー缶の混入が原因で、破碎や焼却時に爆発や火災が発生しているので、中間処理業者にとっては大変な問題である。搬入時の確認作業で危険物や処理困難物を発見すれば多くの場合返却しているが、受入後の展開検査でも確認しきれないこともあり、爆発事故が発生していた。受入作業が止まれば、お客様を待たせることになるし、プラント修理費が数千万円にのぼることもあるが、なにより作業員の命にかかわる問題だ。

対策として、現場に危険物・処理困難物の回収箱を設置してみたところ、プロパンボンベをはじめたくさんの危険物が出てきた。これらについては、中間処理業者の費用負担で、専門業者などで適正処理をしているのが現状だ。危険・処理困難物を混入させないためには事前の情報が重要だが、排出者が危険物であると知らずに排出しているケースが怖い、などの意見が出された。

収集運搬委員会から、割増料金になるようなものが出た場合、処理場からは請求されてもお客様には請求できず収集業者が負担していることが多く困っている。WDSが適正に活用され、排出者が自分

の出す廃棄物の中身をきちんと把握するとともに情報を開示してもらわない限りこの問題は終結しない。また、現在の廃棄物処理の流れでは最初の窓口になるのが収集業者なので、色々な知識を持ってお客様に接し、時間をかけて分別の重要性などを説明していかなければいけない。しかし仕事をもらう立場としては強く要望しにくいのも事実とのことだった。

こうした問題に対応するため、収集運搬・中間処理の各委員会を活用して、収集運搬と中間処理業者が各企業の特徴や得意分野を知り情報交換をすすめることが重要だ。そして、排出事業者に対しても「ライター1個でも人の命にかかわる」という認識を持っていただけるよう働きかけをしていく必要がある。これまで個々の企業単位で配布していた“搬入禁止物のお願い”などのチラシを、東産協や関東地域協議会など業界団体名としたり、さらにもう一步進んで、危険物専用の共通回収箱（袋）を作成して排出先に配るなど具体的な方策を検討し、業界の労災事故を減らすための行動を起こすべきではないか、との意見で一致した。

合同委員会では、放射能問題や資源循環・リサイクル、廃棄物処理委託契約などについて専門家による研修を通じて“知識の共有”を図っていくこと、今後も両委員会が連携して解決すべき事項について取り上げていくこととし、第1回の会合を終えた。

## 「選別」の法的位置付けと取扱い単位の統一化について討議

平成24年8月7日(火)15時より、8名の委員とオブザーバー1名によって開催された。まず、前回までの検討内容について篠原委員長より報告がなされた。

7月の委員会では、検討項目一覧について討議した結果をまとめた。各担当者は、該当する項目に関して基礎的な資料を作成し、提言作りへ進むこととなった。

今回の検討項目は、以下の2点である。

### ◆建物の選別の位置付けを法的に明確にして欲しい(担当:高橋委員)

焼却・破碎不適物やアスベスト含有建材等が混合状態で搬入される事が多い為、破碎機へかける前に中間処理業者が重機での解体や手選別をしている実情がある。

建設系廃棄物の中間処理施設の場合、破碎不適物とは以下の内容をいう。

- ①破碎機に投入すると、爆発や引火を引き起こしたりするもの。
- ②詰まって機械が故障したりするもの。
- ③破碎や圧縮すると容量が増え、最終処分場に環境負荷がかかってしまうもの。
- ④未破碎状態であれば再資源化(マテリアル・サーマルリサイクル)できるものが、破碎や圧縮処理をしたことにより、埋立や焼却処分となってしまうもの。

要望事項としては、選別という処分方法を認めている自治体もあり、その定義を明確にする事である。従来の適正処理の流れのまま変わっていない為、安全性の確保や再資源化をする為の中間処理の定義を新たに加えて欲しい。

破碎機、圧縮機等と機械設備が備えられている施設についての重機選別、もしくは手選別については、再委託という行為でなく、二次処理と判断して欲しい。また、一定の要件を満たす場合のみ再委託禁止解除の例外規定を設けることを提案する。

### ◆住宅メーカー業界の扱い単位をマニフェスト記載単位にして欲しい

(担当:上路委員)

適正処理を推進するに当たって、適正料金を払う仕組みが必要だと行政指導して欲しい。

1. 現状では立米(m<sup>3</sup>)が一般的だが、実際には平米(m<sup>2</sup>)で契約している為に実量報告ができない。
  2. 支払いもm<sup>2</sup>で支払われる為、実際の処分量の対価が支払われないケースがある。会社又は事業者と処理業者はm<sup>3</sup>で基本契約を結んでいる。しかし、各現場で内容を把握していない為個別契約が必要とされている。それは、排出事業者と処理業者との契約であり、実際に工事現場から廃棄物が出た場合、排出事業場と処理業者の契約が個別契約となる。その個別契約がm<sup>2</sup>で単価設定してある事例がある。
- また、m<sup>2</sup>で個別契約をしている為、支払いも正しい対価が貰えないことがある。結果、基本契約と個別契約の単価は統一し、m<sup>3</sup>で契約する事が要求されている。

マニフェストと契約書は、記載単位が同じでないと相応しくないことを行政指導して欲しい。

★今回検討した内容の論点を協会・事務局が整理し、適当な機関へ提言していく。

### ◆次回委員会について

10月3日(水)15時より開催することとなり、約2時間30分に亘る会議が終了した。



## 医療廃棄物委員会(五十嵐委員長)

平成24年8月21日(火)15時から7名の委員により開催された。

7月18日(水)に開催された医療廃棄物勉強会について、出席者からご回答いただいたアンケート結果を基に反省点や改善すべき事について検討した。とても好評な内容の勉強会で、定員人数の関係で受講できない方が多数いた為、9月26日(火)に同じ内容の勉強会を開催することとした。

また、現在、東京都環境公社が行っているICタグによる医療廃棄物の個別追跡システムを終了して新システムを導入する予定となっており、その状況について報告があった。詳細についてはまだ検討中である。

## 収集運搬委員会(泉委員長)

平成24年8月23日(木)15時半より7名の委員によって開催された。

まず、東京都と締結している災害時の廃棄物処理等の協力に関する協定について話し合わせ、今年度も会員へ災害時処理対応可能な資機材保有アンケートを実施することとした。

アンケートは、9月下旬に会員へ発送、10月15日締めりとすることとした。また、東京都から東京都が被害想定している震度分布図ごとの保有状況数提出の依頼があり、それに対応するものとした。

次回は、10月17日(水)とし、災害アンケート状況確認、施設見学会の詳細を決定する予定。

### 【訂正とお詫び】

本誌第264号34ページ「暑中見舞い名刺広告」の上段左から2列目・サンアー ル様様の広告に『正会員』とあるのは、賛助会員の誤りにつき、謹んで訂正しお詫び申し上げます。

みんなでお使い！ 再生紙

寄稿・TTT会  
国際トライアスロン連合 ロング・ディスタンス トライアスロン世界選手権  
(ITU Long Distance Triathlon World Championships 2012)



ワールドチャンピオンとなったクリス・マコーマック (写真中央、オーストラリア)

ITU (国際トライアスロン連合) がロング・ディスタンス トライアスロンの世界選手権を年に1回開催しています。この競技は、①スイム 4000m、②バイク 120km、③ラン 30kmを①～③の順で連続して行うものです。先のロンドン



ラン中にトイレで復活した森

オリンピック トライアスロンの約3倍の距離です。世間で言われる“アイアンマン”に比べるとバイクとランの距離が少し短くなります。東産協のトライアスロンチーム (TTT) としては、昨年の2011年世界選手権 (アメリカ、ネバダ州) が初めての出場となりま

した。濱松、森の二名が日本代表に選ばれ参加してきました。世界のレベルの高さに圧倒されながらも、濱松が健闘し、TTTとして貴重な経験をすることができました。そして、今年の日代表を決めるレースが6月に長崎で行われて、TTTより森、山田がエイジ代表 (年代別の代表) に選ばれました。

2012年の世界選手権は、7月29日、スペインで、開催地はバスク自治州のビトリア・ガステイスという街です。この地域は日本人観光客が少なく、スペインの他の都市に無い特徴がありますので少し記します。バスクは、大西洋側のフランス国境に接する地方で、ビトリア・ガステイスは、その歴史有る中世の都市の中心部に位置する街です。自然が豊かで、湖や山脈がすぐ近くにありま

スペインなのにフラメンコや闘牛の無い地方としても有名だそうです。要するに、



腰痛の中粘る山田

スペインですがスペインとは違う文化的価値が守られている街のようです。実際の話ですが、私達日本選手団が現地入りしたタイミングが、ちょうどオリンピックの男子サッカーで日本がスペインに勝利した直後だったのですが、「日本、よくやった!」と笑顔で声を掛けられました。街並みは、日本で例えると奈良や京都のようで中世の美しい建物や広場、坂道が美しく、散歩していても飽きません。パール (小さなレストラン) やスーパーで知り合った人たちは、皆笑顔が素敵で親切で、優しい方ばかりでした。パールでは、一人2千円位でたっぷりお酒と食事を頂けて、スーパーでは、食品などの物価も安く生活の豊かさを感じました。

ところがです。この人たちが、レース当日になると一転して熱烈な祭り好きの人が変わっていて驚きました。バイクの道中、選手が苦しむ上り坂では自転車競技の本場の熱い声援で、まるで「自分がツールドフランスに出ているのでは?」と錯覚してしまいそうなほど、ヨーロッパ風の雰囲気酔いしれてしまいました。最後のランでは、人だかりの中、大きな声の激しい声援に気分が高揚させられて「ベンガ、ベンガ! (行け、行け!)」、「ヤポン、モリ アニモ、アニモ! (日

本の森、ガンバレ、ガンバレ!)」と熱い応援にアウェイを感じさせず、まるでホームで走っている気分でした。今まで経験したレースの中で、手のハイタッチが一番多かったです。

今年のワールドチャンピオンは、アイアンマンハワイのチャンピオンでもあるマコーマック選手 (オーストラリア) で、地元バスク出身のラノス選手 (スペイン) がみごと2位となり、大会のメダルセレモニーやフィニッシュパーティーも盛大に行われ、幕を閉じました。

TTTの結果は、森が、エイジカテゴリー 89人中75位、日本人5人中2位で、山田が、エイジカテゴリー 82人中73位、日本人5人中4位でした。世界との実力の差を改めて痛感させられた結果で、特にバイクの差が大きかったです。私に至っては、バイクのエイジ最下位になってしまいました。

レースの結果はともかく、二人とも最後まで持てる力を振り絞り無事にフィニッシュできたことで素晴らしい経験となったことは間違いありません。トライアスロンでは、「フィニッシュした人全員が勝者」という言葉がありますが、正にその言葉の意味を強く感じたレースでした。

レース内容につきましては、こちらのHP (<http://www.competitor.com/>) から、臨場感あるレース当日の動画 (YouTube) やメダルセレモニーの状況が楽しめます。マコーマック選手はじめ世界のトップトライアスリート達は是非ご覧ください。

(株)ハチオウ 森 記

## もう“対岸の火事”ではすまない？“オゾンホール”の最新研究

国連環境計画（UNEP）はモントリオール議定書が採択された9月16日を「国際オゾン層保護デー」と定め、日本でも毎年9月を「オゾン層保護対策推進月間」として、オゾン層保護やフロン対策に関する様々な普及啓発活動を行っている。温暖化を語るとき、最近「二酸化炭素」に押されてあまり耳にしなくなった「オゾン」について思い出してみよう。

オゾン層は成層圏の中にあり、有害な紫外線を遮っている。オゾン層がわずかに減少しただけでも皮膚ガンや白内障の発生リスクが増大するといわれている。

南極上空のオゾン層は1970年代後半から急激に減少していることがわかり、1985年以降、ウィーン条約やモントリオール議定書によりオゾン層を破壊する物質の製造や輸入が禁止された。

世界が規制に乗り出したことで、オゾン減少の問題は解決に向かっていると思われるが、事実とは違う。2000年をピークに大気中の活性塩素の総量は減少に転じたが、オゾンホールが縮小に転じたという報告はまだない。フロン類が大気から消滅するには相当な時間がかかり、一説によるとあと約50年経たないと1980年以前の状態には戻らないそうだ。オゾンホールのここ10年間の平均最大面積は南極大陸の約1.8倍だ。

ところで、なぜオゾンホールは南極にだけ出現するのか。通常は乾燥していて雲ができてにくい成層圏で、気温が零下80度になると水と硫酸からなる液滴がより大きな粒子に成長し、雲が発生する。春先に太陽光が降り注ぐようになると、この雲の粒子表面を反応の場としてオゾンの破壊反応が進む。最近の観測により、北極でもオゾン濃度がもとの値の半分までにまで破壊されていることは知られていたが、成層圏気温が低温となる面積も期間

も南極の方が北極よりも広く長くなるため、大規模なオゾンの破壊は南極の春季にのみ生じていた。

ところが昨年、北極上空でも南極オゾンホールに匹敵する規模のオゾン破壊が発生していたことがわかった。北極の成層圏で異常低温がこれまでにない長期間（4か月）継続したため、地球温暖化の影響である可能性があるという。温室効果ガスが大気の下層に熱を溜めると、対流圏では温度が上昇するが、成層圏では反対に大気温が低下するからだ。低オゾン域は2011年4月下旬に一部が日本上空にも到達し、気象庁によると通常より高い紫外線量が観測された。

さらに、夏の嵐が水蒸気を成層圏まで押し上げ、その結果オゾン層を破壊する化学反応を促進する可能性があるという研究報告が、今年7月に発表された。そうなれば、北半球の人口密集地帯上空にオゾンホールが発生するかもしれないということだ。地球温暖化の進行に伴い、夏の嵐の発生頻度と激しさが増すという研究もあり、温暖化とオゾン層破壊は、直接自分たちの健康にかかわる問題であることに注意を払う必要がある。

（吉本花子 記）

〈参考〉AFPBBニュース、ナショナルジオグラフィック、茨城新聞、環境省、国立環境研究所、気象庁等ウェブページより

## (株)DKSロジスティクス

代表取締役社長 小島 泰行

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）

〔廃プラスチック類、紙くず、木くず〕

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 日幸神田ビル8階

☎03 (3518) 0201

## 三洋商事(株)

代表取締役 上田 博康

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を含む）

〔廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類

〔①廃プラスチック類（廃バッテリーに限る）、金属くず（廃バッテリーに限る）、②廃プラスチック類（廃電子部品に限る）、金属くず（廃電子部品に限る）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃電子部品に限る）〕

特別管理産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を含む）

〔①廃酸（pH2.0以下のもの）（廃バッテリーに限る）、②廃アルカリ（pH12.5以上のもの）（廃バッテリーに限る）〕

積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

〔①廃酸（pH2.0以下のもの）（廃バッテリーに限る）、②廃アルカリ（pH12.5以上のもの）（廃バッテリーに限る）〕

産業廃棄物処分業・中間処理

ア 破砕〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類〕

イ 圧縮・梱包〔廃プラスチック類〕

ウ 切断〔廃プラスチック類、金属くず〕

（以上、廃バッテリーを除く）

〒578-0984 大阪府東大阪市菱江2-4-10

☎072 (961) 6043



## 数量や単位、惑わされずしっかり把握を

専務理事 古川 芳久

講習会の講師、時間の制約もあり、肩の力を抜く話をする余裕がありません。そこで、誌上で息抜き話をひとつ。

よく川で魚が浮いているという事件が起きる。毒物は何かと話題になる。その川の水が水道の源水となればさらに騒ぎは大きくなる。今年5月18日千葉や埼玉の浄水場で発がん性のある化学物質ホルムアルデヒドが検出され、取水停止、さらには断水という大きな事件となった。ある物質に浄水場で投入された塩素が反応してホルムアルデヒドが生じたと判明したが、ある物質とはヘキサメチレンテトラミン ( $C_6H_{12}N_4$ ) とい大変有名になった。樹脂の硬化促進やゴムの加硫促進剤として利用され、合成ゴムの製造の際などに使われるという。利根川水系の流量や推定される濃度から、ヘキサメチレンテトラミンの量は0.6~4トンと推計され、排出元の特定作業が行われていったという。

注意を要する化学物質は無数にあるが、大量の水で希釈されれば問題はなくなる。化学反応を起こす濃度がどの範囲で、流量がどの程度だから排出された化学物質の量はどの程度だと、量と濃度を瞬時に一体的に把握できる脳を持っていないといけないのだ。もちろん処理に必要な情報提供などは、基本中の基本である。

昔、下水道の財政担当だったとき、大量に発生する汚泥の量を減らすべく、汚泥の含水率を引き下げるとい課題に直

面し、わずか数%含水率を下げるのにかなりの設備投資が要求されたことがある。わずか数%のためにと一瞬思ったが、仮に脱水汚泥の含水率を84%から80%に引き下げると、含水率の差は4%だが、脱水汚泥の量(体積)は20%以上減ることになり、処理経費の削減額は大きなものとなる。含水率と体積の関係を即座に分かりやすく説明した担当者に対し、なるほどと感心したものだ。許可講習会のテキストにも含水率と体積の関係が図解されている。濃度と量(ボリューム)の変化を二つながら瞬時に把握できなければプロと言えないということだ。

ところで、量を示すには適切な単位を用いる必要がある。産業廃棄物の処理委託契約書には、必ず廃棄物の種類及び数量を記載しなければならない。マニフェストも同様だ。そこで、実態に即してトンなど重量での表示や立米など体積、ときには当事者間で業界の取引通念として共通認識が成り立っていれば〇袋、〇本、〇缶などもありということになる。ところが、聞くところによると、建設廃棄物の中には、数量が立米( $m^3$ )ではなく平米( $m^2$ )とされている事例があるという。確かにFS(フィジビリティスタディ)など概算費用推計をするとき、建築物の延べ床面積に一定の係数などを掛けて算出したりするが、関係関係には強弱の違いがあり、それほど確定的ではない。立米で取引すべきものに平米を記

入して契約書とするのは行き過ぎではないか。ましてや何かと厳しい廃棄物処理法の世界だ。産業廃棄物の担当者にそつと聞いてみたら、「そりゃおかしいよ!」との反応。処理業者からは声が出難いだろうが、心当たりのある排出業者の皆さんには是非考えていただきたいものだ。ちなみに、マニフェストは袋や立米で記入されているという。

さて、今話題の数量・単位といえば放射能だ。放射性物質汚染廃棄物にも絡む厄介な話だ。もともと「放射性物質及びこれによって汚染されたもの」は放射性廃棄物と呼んで、廃棄物処理法の適用外とされてきた。原子力発電等の世界では、例えば原発の解体などで大量の廃棄物が発生し、そのうち放射能レベルの極めて低いものをクリアランス対象物(主にコンクリートがら)として普通の産業廃棄物として扱えるようにはなっていた。肝心のクリアランス基準は、0.01ミリシーベルト(ミリSv)/年とされていた。日常生活で受ける年間の放射線の量が1ミリSvと考えられていたので、その百分の1という勘定だ。安全を考えてのことだ。

一方、現実生活の中では多種多様なリサイクルが行われており、鉄くず等を扱う施設では、ゲートを設けて線量をチェックし、リサイクルや輸出に支障の無いよう対処していた。世の中、自然由来を含め結構放射線が出ているのだ。そうした中間処理施設のチェックの基準は、0.3か0.5マイクロSv/時といったものだ。

ところが今回の福島原発事故により、一般国民が住んでいる世界に大量の放射能が降り注いでしまった。廃棄物も例外ではない。搬入先や周辺住民のこともあ

り、一斉に線量計を買い込み測定を始めた。また、紆余曲折があったが、政府も人の被曝量を年間1ミリSv以下に抑えるという基準を打ち出している。

こうした状況を受けて、日本空気清浄協会では平成23年7月から精力的に検討を重ね、11月には「放射性物質で汚染されたエアフィルタの取り扱い指針」を制定し関係者に周知した。そこでは、オフィスビルや病院などのエアフィルタの受け入れ先である産業廃棄物業者が、輸出製品に対する規制値を参考に0.3マイクロSv/時を基準に使っている、汚染レベル0とし、処分を進めるとされている。0.3マイクロSvを超えるとレベル1から2, 3となり、原則として排出事業者が現場で一時的保管する、と定めており、よく守られているようだ。

このように、皆さん線量を基準に対応を考えていたところ、廃棄物の方では放射能の濃度(ベクレル/kg)で分類・規制されることになった。8,000ベクレルを超えると指定廃棄物となり、廃棄物処理法の適用ではなく放射性物質汚染対処特措法により国の責任で処理される。シーベルトは線量計でリアルタイムに比較的手軽に測定できるのに、ベクレルは分析時間も経費もかかる。何とかシーベルトで足りるようにならないか、関係者の声は強い。しかし、シーベルトとベクレルの相関関係を明確にするのは難しい。日本空気清浄協会の環境省への要望では、何とか相関関係を証明するのでシーベルトでの測定方法も認めてほしいとある。

無論、放射線量は問題だが、アルコールの許容量(ミリグラム)、血圧(mmHg)、血糖値(ミリグラム/デシリットル)の数値も大事ですよ!

## ～協会の主な今後の日程～

(平成24年9月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
9	5	水	青年部 16:00～	協会会議室
	7	金	多摩支部 見学会	行先：群馬県
	8	土	↓	
	10	月	政党要望	
	11	火	全産廃連：第9回理事会 13:30～	全産廃連会議室
	12	水	広報委員会 10:00～ 常任理事会 13:30～/第298回理事会 14:30～	協会会議室 協会会議室
	13	木	女性部 幹事会 14:00～/全体会 15:00～	協会会議室
	21	金	青年部 幹事会 13:00～/若手社員研修会 15:00～	協会会議室
	25	火	常任理事会 15:00～	協会会議室
	26	水	医療廃棄物委員会・第2回医療廃棄物勉強会 14:00～	協会会議室
10	28	金	青年部 関プロ幹事会 15:30～	協会会議室
	3	水	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	4	木	青年部 幹事会 13:00～/異業種交流会 15:00～	フォーラムミカサエコ
	5	金	国内外処理施設見学研修会	行先：宮城県
	6	土	↓	
	18	木	女性部	協会会議室
	23	火	総務委員会/常任理事会	協会会議室
	26	金	関東地域協議会・女性部会 主催 「e-Lady21のつどい」 「第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会」 協力団体：関東地域協議会	ホテルニューオータニ ホテルニューオータニ

### 表紙の言葉

室町時代から続く伝統を継承する『染の里 二葉苑』は、大正9年創業の型染め工房である。文様を透し彫りにした型を用いて色を重ねエキゾチックな柄を染めあげる江戸更紗と、透し彫り型を生地に置いて糊を塗り、色が染まらない部分を作る「糊防染」という染色技法を用いる江戸小紋を制作している。機械染色が増える中、いまでも手染めにこだわっている。

写真は、防染糊を塗布する中野史朗さん。まだ30代の若さだが工房では一番年上のベテラン職人だ。二葉苑では、たくさんの人に染色の良さを知ってもらいたいとイベント、染色教室、現代人の日常にとりいれられる小物やインテリア作りにもチャレンジしてきた。「“染め”だけじゃ生き残れない。これからも染め続けるための努力をしています。」とギャラリー代表で4代目社長夫人の小林慶子さんは社長の精神を代弁してくれた。そんな活動の成果だろう、後継者不足が心配される伝統工芸の世界にあって、二葉苑には若者の就職希望者がひきも切らない。

染の里 二葉苑 <http://www.futaba-en.jp/>

所在地 東京都新宿区上落合2-3-6

電話 03-3368-8133 / FAX 03-3362-3287



弁護士

芝田 稔秋

行政との訴訟で、処理業者が成功した事例は、どんなものがあるか  
事業停止処分、許可取消処分が間違っていたら、どうする？  
(シリーズ 1)

法律相談

事業停止命令を受けたり、業の許可や施設の許可を取消されることがある。「行政処分」である。

会社が違法行為を行ったなら、不利益な行政処分が行われるのは仕方のないことである。処分を厳正に受け止め、以後は襟を正して適正な処理を心がけなければならない。

しかし、行政処分がどうしても納得できない場合は、どうするか？

また、改善命令ぐらいなら甘受できるが、3ヶ月の事業停止処分をすることを予告を受けたらどうするか。また、せいぜい10日ぐらいの事業停止処分なら甘受できるが、許可取消処分の予告を受けたら、どうするか。

行為と制裁に均衡を欠き、とてもそういう重い不当な行政処分は受けられない、度が過ぎた違法な行政処分であると思う場合にはどうするか。

一般に、事業停止処分が予定される場合には、事前に、「弁明の機会が与えられるし（行政手続法13条1項2号、29条、30条、31条）、業の許可取消処分や施設の許可取消処分が予定される場合には、事前に、「聴聞手続」が行われる（行政手続法13条1項1号、14条、15条）。

そこで、その不利益処分が相当なもので、納得がいくものであればそのまま受け入れればよいが、予告された行政処分が違法であるとか、不当に重すぎると思えば、しっかりと弁明し、あるいは聴聞手続で、当方の主張・反論を展開しなければいけない。

しかし、弁明の機会の通知をしてくるとか、聴聞の通知が来る場合には、行政側は、内部ですっかり方針を決めてかかっているのが普通であり、従って、当方の反論を聞いてから、方針を変えるということは、まず、無いのが実情である。

その点は、検察庁の方が、いろいろと弁明し、反証を挙げたり、陳情したり、上申

書を提出して、起訴すべきではないと運動すれば、不起訴にされる場合が多い。私は、弁護士歴40数年余になるが、行政側への成功は5件くらいしかないが、検察庁での不起訴の例は、50件ぐらいはある。

事業停止処分を受けると、その間、顧客から依頼を受けられなくなり、なぜ、引取にこないのかと聞かれると、停止処分を受けていることを話さないわけにもいかず、話した場合、顧客が、10日間は、他の業者への委託をしないで、待っていてくれればよいが、それができないときは、他の業者へ委託することになる。それでも10日後には、元の取引が復活してくれればよいが、そのままになってしまわないとも限らない。

結局、公表されてしまって、社会的信用を無くし、實際上、許可取消と同じようなものになる。

許可取消になれば、決定的である。処理業以外にも仕事をしていれば、収入源があるから、まだなんとかなるかもしれないが、処理業だけしかしていなければ、普通は、倒産である。

行政処分が不服であるとして不服申立をしても、あるいは裁判所に行政処分取消請求の訴訟を提起しても、時間はかかるし、必ず勝てるという保証もないし、裁判中は、収入はないから、普通は倒産である。そのため、泣く泣く、処分されっぱなしとなる場合が多い。

それでも、行政処分に対して、不服審査申立や、行政処分取消の訴訟を提起する業者も少しはいる。それだけ、役所の行政処分が間違いだとの信念が強いからだろう。

そういう実際上の困難を乗り越えて戦うファイトには、心から敬服する。

そこで、実際にどのような行政処分が争われ、どのような場合に行政処分が適法とされ、あるいは違法とされたのか、今までにも、取り上げた例があるが、それらも含めて、シリーズで、検討してみることにする。

行政処分を受けた場合に、行政不服審査を申立てる例が多い。でも、成功する例は少ないようである。

今回は、一般廃棄物の許可申請書を提出したのに対して、その市の定めた様式の書式でないからダメだとして、受取を拒否されたので、この受取拒否は違法だとして受理を求めて提起した訴えを取上げる。

**様式に従わない申請書は、受取拒否の理由になるか？**  
**三木市許可申請書受理拒否処分事件**  
**(神戸地判平成5年11月29日)**

本件は、一般廃棄物処理業の許可申請書を提出したところ、その申請書の様式が市が定めた形式のものと異なることを理由として、受取を拒否され、この受取拒否の適法性が争われた事件である。

**《事例》**

A社は、平成3年3月7日に浄化槽汚泥の収集運搬に関する一般廃棄物処理業許可申請書を添付書類とともに、兵庫県三木市に提出した。

しかし、三木市長が市の指定している様式の申請書に記載していないという理由で受領を拒否したので、A社は3月8日、これを郵送し、3月9日に三木市に到達した。

しかし、三木市は3月11日に、本件申請書類をA社に郵便で返送した。その理由は、法令上必要な添付書類に適合しないというものである。

A社は、さらに、6月4日に本件申請書類を三木市に郵便で送付したが、三木市は、「内容が浄化槽法35条3項及び規則8条各項の規定に適合しない」として、受領を拒否し、書類をA社に返送した。

A社は、さらに3度目、7月18日、本件申請書類を市に郵送、市は、「必要な書類審査を行ったところ、法律・市規則に適合しない」として、8月13日付の書面でA社に返送し、この書面は、8月23日にA社に到達した。

そこで、A社が、この平成3年8月13日付の書面について、受理拒否処分取消請求と、併せて、郵送料の実費のほか、受理拒否による精神的損害を蒙ったとして、10万円の損害賠償の請求の訴えを提起した。

**◆ 事例へのアプローチ**

注目したい争点は、以下の2点。

① 「受理拒否」は「行政処分」か、という問題。

もし「受理拒否」が「行政処分」に当たらないとすると、取消請求訴訟の対象がないので、訴え提起自体、無意味となり、訴えの利益がないとして、訴えは「却下」となる。

② もし「行政処分」に当たるとした場合、その行政処分は適法か、という問題。

すなわち、指定された様式の申請書を使わない申請の受理を拒否することは適法かが問題となる。

**裁判所の判断**

裁判所は上記の訴えに対して、以下のように判示した。

① 「受理拒否」は行政処分か

本件の申請は、・・・申請が受理されない限り、原告は許可を受けることができず、引いては・・・業務を行うことはできないことに鑑みると、申請受理の拒否は、・・・法令に基づく原告の具体的権利義務ないし法律上の利益に影響を及ぼす行為であるから、行政処分に該当し、取消訴訟の対象となると解すべきである。

## ② 様式の不適合を理由とする受理拒否は適法か

### イ 様式の不備と、受理拒否の可否についての一般論

「原告の申請書及び添付書類には、・・・法令に定めている許可基準に係る事項のうち、主要な点は記載されているし、また、許可不許可を判断するに当たって必要と思われる書類のうち、主要な書類は、添付されていたと推認することができる。」

「仮に、三木市長が許可の可否を判断するに当たって必要な事項が欠けているとか、判断に不可欠な書類が添付されていないのであれば、補正を命じれば足りることである。

そして、もし、申請者（A社）において、補正を命じられた書類を提出しなかったり、また記載事項の修正に応じないのであれば、申請の可否を審査する過程で問題とし、最終的に、申請を却下すれば足りるのであって、申請を受けつける際に、単に申請書の様式が異なるという形式のみを捕らえて、そもそも受理すらしないということは、法令上許されるものではない。」

### ロ 様式の不備がある場合の行政の採るべき対応

「三木市においては、・・・条例集には、申請書の様式の記載を省略しており、一般人において、その内容を知ることが困難であるという事情が存在しているのであるから、本件のように、申請書の様式が市町村で定めたところと異なる書面で申請があった場合に、そのこと自体が問題であり、申請が受理できないというのであれば、許可権者としては、具体的に様式のどこが不都合なのかを指摘し、様式の写し等を交付するなどして、指導すべきであった。」

### ハ 本件「受理拒否」の適法

「以上のとおり、不適式または内容に問題があると窺われる申請であっても、それが法令によって認められた申請権の行使に当たると解することができ、かつ、申請書に法令で要求される基本的な事項が記載されている場合は、正当な理由なく受理を拒否することは許されないものであり、本件において形式的な様式の違いを理由に原告の適法な申請の受理を拒否することは許されず、被告三木市長の本件処分は違法というべきである。」

## 行政手続法7条（申請に対する審査、応答）

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

## 行政手続法8条（理由の提示）

### （理由の提示）

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

## 浄化槽法第35条（許可）

浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。

3 第一項の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。

4 市町村長は、第一項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

## ◆ 解説

### ① 「受理拒否」は行政処分か

現在では、申請の「受理拒否」というのは「事実上の行為」にすぎず、「行政処分」ではないとされるのが一般的である（行政手続法7条）。



もっとも、本件は、行政手続法施行以前の事件であり、実際に生じている「受理拒否」という事実に対する救済手段として、これを「行政処分」として捉え、その適法・違法を問題とすることは、行政手続法制定以前の事例であることを踏まえると、適切な判断手法であったと考えられる。

## ② 「受理拒否」の違法性

現在では、1994年より施行された行政手続法7条が、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない」と定め、受理等、行政庁の何らの行為を予定していないことから、行政庁は、申請が行政庁に到達した以上、直ちに審査の開始を行うことが義務づけられているといえる。

つまり、申請があった以上、行政庁の「受理」という対応の有無にかかわらず、行政庁は審査を開始しなければならないということである。例えば、受理のスタンプがないとか、証紙や印紙が貼っていないとかいう理由で、何の審査もしないということではできない。それが障害になるなら、申請者に、その旨を告知して、補正させればすむことである。

よって、「受理拒否」という行為は、それ自体、法の予定しない行為であり、違法、ということになる。

そして、申請書に不備等がある場合については、行政手続法7条において、「申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」と定められている。

## ③ 本判決の意義

本件は、行政手続法7条によって立法的に解決されたとも言える。

しかし、実態としては、なお本件のような申請書の受領拒否や「返戻」が行われる例があるようである。行政庁においては、行政庁による不当な申請の「受取拒否」により申請権の侵害を防止するために行政手続法が定められた趣旨をよく理解し、適正な行政指導を行うべきである。

また、そのような意味で、本判決が、形式不備の申請がなされた場合の市のとるべき対応、指導のあり方を判決で具体的に示したことが注目される。

## ④ 様式指定の法的効力

そもそも、処理業の許認可の申請だけでなく、いろいろな法令について許認可の申請があるが、その場合に、各都道府県や各市町村の作った様式の申請書を使うべきであるが、厳密に言うと、法的には、それは絶対的なものではない。つまり、その様式を使わなくても、許可申請の内容が、必要な要件を記載してあれば、申請自

体は有効である。無効ではない。

では、「指定の様式を使う必要がある」とは、どういうことかということ、各都道府県や各市町村の審査が、簡便・迅速に出来るし、申請書のファイルがしやすく、整理がしやすいというメリットがあることである。

もし、様式を定めないとすると、行政庁は、大量の申請書類を扱うことになるが、申請書の紙の大きさから不揃いで、マチマチになり、そのファイルの仕方から不便になるし、内容の点から言っても、記載すべき必要な要件が、どこに、どういう内容で記載されているか、素人が書くものだから、非常に見分けがしにくいし、結果として、審査に非常に時間を要し、かえって、申請者に迷惑をかけることにもなるからである。

従って、もし行政庁が様式に従って書き直してもらいたいなら、その旨、述べて、協力を求めればよい。申請者は、普通は、大いに協力するはずである。

本件では、市の条例集に、様式が載っていなかったから、その様式を簡便に教えることができなかったことが最初の受付係とのトラブルのようである。

そこで、一般的にいうと、各種の許可申請書や届出の様式が指定されているが、その場合の様式指定の法的効力はどのようなものかということ、それはあくまで、申請書や届書きの参考である。その指定された様式で申請なり届出をしないと、無効になるものではない。従って、行政側が指定されている様式の書式で、書き直しを求めればよいのに、書き直しを求めずして、不受理として、返還することは違法である。

また、審査をせずに放置することがあれば、それも違法である。

- ⑤ 本件は、1991年3月から8月にかけて起きた申請書の提出と受理拒否のトラブルであり、行政手続法が制定・施行されていたなら、はたして起きたかはわからない。行政手続法は「制定」が平成5年11月12日、「施行」が平成6年10月1日である。それにしてもこの事件ほど行政がしつこく返還する例も珍しい。

### ★ POINT

申請書の様式の不備等、形式が不適式である場合であっても、申請書に法令で要求されている基本的な事項が記載されている場合には、様式の不備等を理由に、「受取拒否」や「受理拒否」など、することは許されない。

**事務局だより** 残暑の厳しい日が続いていたが、さすがに日差しの強さが変化し、日照時間も詰まってきたのがわかる。夏至の頃から少しずつ日が短くなっているようだが、暑い時期だと容易にはわからない。涼しさを感じて初めて、日の長さもわかるような気がする。暦上は8月7日が立秋であったが、この頃は猛烈な暑さで秋とは程遠い。しかし、1か月も経つとひんやりとした秋風が吹き込んでくる。自然はよく知っているものだ。

運動を兼ねて自転車に乗り、田園風景の見えるところに出かけて見た。あたり一面田んぼという所で自転車から降り、一株の稲を見ると稲の穂が少しずつ出始め、穂先には柔らかそうな白い粒みみたいなものがあつた。どうも花粉らしい。しっかりした稲株は、これからたわわに実る稲穂を支える準備をしているようだ。また、この時期は水分が欠かせないので、水田に張った根からぐいぐいと水を吸っている。

翌朝行つて稲の葉を見ると、その先にみごとな丸い形をした小さくて零れ落ちそうな水滴がたく

さんついている。これが朝日を浴びると何とも言いようのない光景に変わり、緑色の葉と水滴がうまくマッチして、きれいに光って宝石のように見える。自然が作り出す風光明媚とはこのようなことなのかもしれない。今生きているという感じとこのような気持ちになれるのは、年齢が関係するのだろうか。

もうすぐ黄金の実を付け、おいしいお米となって食卓に並ぶ。食欲の秋に丁度いい。自然の恵みに感謝せずにはいられない。まず、感謝、そして夏に疲れた体に栄養を与え、健康を維持して行くにはありませんか。「秋の夜長」というが、夜になると虫の音が聞こえてくる。酒でなく、読書や趣味に時間をかけようと思う。

1年前、事務局の大きな課題は、新法人への移行事務でありましたが、皆様方のご協力により認可申請が出されました。深く感謝申し上げます。早くも25年度の事業計画を考える時期になって来ましたが、まさしく会員のために、業界の発展のために、新協会はどのようなビジョンを持たなければならないのか、お互い考えていきましょう。(井野)

**編集後記**

秋らしい気配が強くなってきました。暑さ寒さも彼岸まででしょうか。世界的には早魃による穀物の供給不安が報道されています。現在のところ、日本は、そのような状態には至っていないようですが、収穫期に台風被害が出ないことを天に祈らざるを得ません。先月の下旬には920hPaにまで発達した台風が沖縄を直撃しました。このクラスの台風の発生は継続するのでしょうか。だとすれば、社会インフラの整備は急を要すべき事項ではないでしょうか。

協会では委員会、部会の活動を継続して行っています。今年も合同で開催するケースが増加しています。これは単独では解決できない問題に対処するためのものです。詳しくは各委員会、部会の記事をご覧くださいと存じます。また、昨年から法制度委員会も立ち上げています。ここでの議論については、出来るだけ速やかにお伝えするように心掛けていま

す。意見がございましたら、遠慮なく、事務局の方へお申し出下さい。

食欲の秋です。皆様もそれぞれに秋の味わいについては計画をお持ちのことでしょう。最近、新聞記事等マスコミから発信される情報に「食育」という言葉が散見されるようになって来たような気がしています。前にも記載しましたが、食育基本法が存在しているようです。一度、内容を読まないといけないとは思っていますが、食欲のなすがままに飲食することは健康の害にもなるようです。どうか、自戒の念をお持ちいただければと思います。

先月も書きましたが、協会の行事が多く開催されるシーズンに入りました。どうか、多くの方に参加頂きますようお願いいたします。主催する担当者も参加者皆様に「無駄な時間だったなあ」という感想を持たれないよう努力しています。夏の疲れが出る時期です。食事と睡眠に気を使って頂きたいと存じます。(乙顔)

**とうきょうさんぱい 2012 第265号**

発行人 高橋 俊 美  
 企画・編集 広報 委員会 会  
 発行所 東京産業廃棄物協会  
 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
 柿沼ビル7F  
 TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592  
 http://www.tosankyo.or.jp/  
 E-mail; info@tosankyo.or.jp  
 印刷 皆川美術印刷株式会社

**入会のご案内**

**～協会組織の充実・強化に向けて～**

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に responding していくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

**◆ 入会の申し込み方法**

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

**社団法人 東京産業廃棄物協会**

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F  
 TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592  
 http://www.tosankyo.or.jp/

# 廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去  
→成型→仕上



不要となった  
E・V・Aボードは  
再び原材料として使用

## 東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等  
に使用



パーティクルボード  
「E・V・Aボード」



### 廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO<sub>2</sub>削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



私達は  
地球温暖化防止に  
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジエ株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティクス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667